

## 平成 31 年度第 4 回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和 2 年 2 月 12 日（水） 午後 1 時 25 分～午後 4 時

2 場所 立川市役所 2 階 201 会議室

### 3 次第

#### (1) 届出関係諮問事項

① 立川市柴崎市民体育館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【産業文化スポーツ部スポーツ振興課】

② 立川市錦児童館（立川市錦学童保育所含む）ほか 1 児童館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【子ども家庭部子ども育成課】

③ 胃がん・大腸がん・肺がん検診事業（検診車検診）の委託変更について

【福祉保健部健康推進課】

④ 健康管理システム（高齢者肺炎球菌ワクチン接種）の改修について

【福祉保健部健康推進課】

⑤ 健康管理システム（乳幼児健診）の改修について

【福祉保健部健康推進課】

⑥ 新編立川市史の刊行について

【産業文化スポーツ部地域文化課】

⑦ コラボヘルス推進に係る協定書の締結について

【行政管理部人事課】

⑧ 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく事務処理について

【市民生活部住宅課】

⑨ A I 入所選考システムの導入について

【子ども家庭部保育課】

⑩ 統合型校務支援システムの導入について

【教育部学務課】

⑪ 就学援助システムの改修について

【教育部学務課】

⑫ 立川市立小学校及び中学校教職員ストレスチェックの委託について

【教育部学務課】

⑬ 公園台帳システムの改修について

【まちづくり部公園緑地課】

⑭ 生活保護システムの改修について

【福祉保健部生活福祉課】

(2) その他

- ・ 個人情報保護審議会諮問事項の取り扱い基準について
- ・ 令和2年度の個人情報保護審議会開催回数について
- ・ 令和2年度第1回及び第2回個人情報保護審議会日程について

#### 4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤委員、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：スポーツ振興課長及び管理係長

諮問事項②：子ども育成課長及び子ども育成係長

諮問事項③：健康づくり担当課長及び予防健診係長

諮問事項④：同上

諮問事項⑤：健康推進課長及び母子保健係長

諮問事項⑥：地域文化課長及び主査

諮問事項⑦：人事課長、安全衛生係長及び同係主任

諮問事項⑧：住宅課長及び住宅管理係長

諮問事項⑨：保育課長及び保育入園係長

諮問事項⑩：学務課長、管理係長及び同係主事

諮問事項⑪：学務課長、学務保健係長及び同係主事

諮問事項⑫：同上

諮問事項⑬：公園緑地課長、公園係長及び同係主任

諮問事項⑭：生活福祉課庶務係長及び同係主任

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

## 5 議 事

### (1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

#### 諮問事項①：（産業文化スポーツ部スポーツ振興課）

##### 【諮問の概要】

立川市柴崎市民体育館の管理運営業務について、令和2年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、共同事業体が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

##### 【審議内容】

《指定管理者について》

○現在の指定管理者からは応募がなかった。ここまで每期異なる事業者が指定管理者となっている。

《事業者の選定方法について》

○事業者から市民体育館の運営に関する提案を受けて、指定管理者選定審査会が事業者を決定している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項②：（子ども家庭部子ども育成課）

##### 【諮問の概要】

立川市錦児童館（立川市錦学童保育所含む）ほか1児童館の管理運営業務について、令和2年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、民間事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

##### 【審議内容】

《事務引き継ぎについて》

○事務引き継ぎは現在の指定管理者から新たな指定管理者に個人情報記録された帳票類や事務処理方法などが引き継がれる。

《文書の保存期間について》

○児童館緊急連絡カードについては利用対象者が18歳になった時点で、学童保育所については3年間の保存年限を経過した時点で、また、子育てひろばに関しては就学した時点でシュレッダーにより廃棄している。

《エクセルデータの管理について》

○児童館は地域の方々と懇親を深めるため、また児童館への要望を聴くために年2回話し合いの場を設けているが、その案内状を発送するときや緊急に連絡をとる必要があるときの関係者名簿をインターネットに接続していないパソコンのエクセルデータで管理している。関係者から外れた方、また新たに加わった方についてはその都度エクセルデータの加除を行っている。指定管理者が変更になった場合、当該パソコンのエクセルデータについては責任を持って削除するように指示している。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項③：(福祉保健部健康推進課)

#### 【諮問の概要】

健康増進法に基づく胃がん・大腸がん・肺がん検診（検診車検診）業務について、令和2年度から民間検診事業者に外部委託するもの

#### 【審議内容】

《検診車検診について》

○令和2年度の前半は検診車検診で、後半は個別の医療機関で検診を実施する。令和3年度からはバリウム検査だけではなく内視鏡検査の実施も検討しているので、医療機関での検診が増えると考えられる。但し、医療機関が駅周辺に集中しているため、砂川地区など医療機関が少ないところは検診車検診を残す必要がある。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項④：(福祉保健部健康推進課)

#### 【諮問の概要】

平成31年度から予防接種法施行令第6条の規定による周知を行うにあたっては、既に高齢者肺炎球菌感染症に係る予防接種を受けたことのある者を除いて送付する方法で周知することとなり、健康管理システム（高齢者肺炎球菌ワクチン接種）の改修を行うもの

#### 【審議内容】

《郵送物の確認について》

○死亡した方宛の郵便物の引き抜き、送付先の変更があった場合は新たな送付先を記載するなどの確認作業を行っている。

《長期保存とする理由について》

○紙情報については文書規程の保存年限に従って廃棄しているが、システム上のデータは亡くなった方のデータを削除する機能がないため、システムが更新されるまでデータが残ってしまう。このため長期保存としている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑤：(福祉保健部健康推進課)

##### 【諮問の概要】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和2年6月から乳幼児健診の情報（受診の有無等）について、転居に際して転居先市町村にマイナポータルを活用して電子的に引き継ぐ仕組みを構築するため、健康管理システム（乳幼児健診）の改修を行うもの

##### 【審議内容】

《健診項目の電子化について》

○国はすべての健診項目を電子化するという意向であるが、全国的にみると紙の台帳で管理している自治体が多いので、まずは最低限の健診項目から電子化するということである。

《未受診者の把握について》

○未受診者は養育に課題を抱えている場合が多い。保育園や幼稚園、医療機関などと連携して情報収集し、実態把握に努めている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑥：(産業文化スポーツ部地域文化課)

##### 【諮問の概要】

市が保有する公文書で歴史的価値を有すると認められるものを、新編立川市史の刊行物に掲載する場合に、取り扱い要領を定めて当該公文書に含まれる個人情報をも目的外利用するもの

##### 【審議内容】

《個人情報の掲載について》

○原則は本人又はその遺族に掲載の承諾を求めるが、承諾が取れない場合に取  
り扱い要領に基づいて掲載するということである。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑦：(行政管理部人事課)

##### 【諮問の概要】

東京都市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）がデータヘルス計  
画等に基づき実施する生活習慣病重症化予防事業等の保健事業について、共済  
組合と立川市との間でコラボヘルス推進に係る協定書を締結し、個人情報の共  
同利用を図るもの

##### 【審議内容】

###### 《健診情報について》

○職場の所属長には健診情報は届かない。人事課は年1回の健康診断や人間ドッ  
クの健診結果を把握しているが、重症化予防の受診勧奨はしていない。

###### 《従来のやり方との違いについて》

○今までは共済組合から組合員又は被扶養者へ直接郵送で送られていたものが、  
所属所の人事課を通して通知することで、受診勧奨の強化を図りたいという  
趣旨である。

###### 《共同利用停止申し出について》

○今のところ共同利用停止の申し出をした職員はいない。

###### 《5年間の保管について》

○文書規程の保存年限に従って5年間保管している。

###### 《保健事業の拡大について》

○今のところ保健事業を拡大する動きはない。医療情報は機微情報なので慎重に  
取り扱っていきたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

#### 諮問事項⑧：(市民生活部住宅課)

##### 【諮問の概要】

令和2年4月から東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例  
に基づき市内のマンション管理組合から提出された届出をマンション管理状況  
届出システム（WEBシステム）で事務処理し、未提出や管理不全の兆候があ

るマンションに対する助言及び指導等については一般社団法人東京都マンション管理士会に外部委託するもの

**【審議内容】**

《区分所有者名簿について》

○区分所有者名簿は提出の義務はなく、管理組合の代表者名が届出事項となる。

《調査内容について》

○今回の調査はハード面ではなく、ソフト面の把握に重点を置いている。昭和58年以前に分譲マンションは管理組合の設置義務がなく、建物の管理が行き届いていないマンションがあり、その実態調査を行うということである。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑨：(子ども家庭部保育課)**

**【諮問の概要】**

保育所の入所選考（利用調整）の事務量の削減、人的ミスの削減及び公平性の確保を図るため、令和2年12月からAI入所選考システムの運用を開始するもの

**【審議内容】**

《事務的ミスについて》

○二重三重のチェックをしているので、事務的ミスはほとんどなくすごく煩雑になっている。そここのところの時間短縮を図りたいと考えている。

《導入している他市の状況について》

○報道によると、〇〇市では入所選考の仕組みが複雑なのでトラブルが起きて、確認作業に時間がかかったということである。立川市は標準パッケージを導入する予定なので、トラブルが起きないようにと願っている。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑩：(教育部学務課)**

**【諮問の概要】**

小中学校における情報セキュリティの強化、教員が子どもと向き合う時間の確保及び教員の働き方改革を推進するため、学校間ネットワークを構築してセンターサーバーでデータの一元管理を行い、令和3年4月から児童生徒情報を管理する統合型校務支援システムを本稼働するもの

**【審議内容】**

《統合型校務支援システムについて》

○今まで紙で処理していた成績簿、出席簿などをすべて統合型校務支援システムで処理するということである。

《データ連携について》

○他市から転入する場合はデータの連携はないが、小学校から中学校に進学する場合はデータの連携がある。子どものアレルギー情報などは引き継がれる。

《全国の導入状況について》

○国はシステムの導入を推奨しており、立川市は都内では後発組で多摩地域では実施していない市が3～4市という状況である。既に実施している自治体では校務の負担軽減につながったというデータがある。

《要配慮個人情報の入力について》

○非行歴などは備考欄に入力することができる。アクセス権限を設定して、閲覧できるのは校長先生と担任の先生だけにすることはできる。アクセス権限をどのように設定していくかは、他市の例なども参考にして現場の意見を聞きながら導入までに検討していく。

○機微情報は慎重に取り扱って欲しい。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。但し、要配慮個人情報の取り扱いについては、アクセス権限を設けるなどの注意を払うこと。

**諮問事項⑪：(教育部学務課)**

**【諮問の概要】**

令和2年4月から就学援助費の認否判定の基準を収入から総所得に変更することとなり、基幹系システムの課税情報を目的外利用して就学援助システムに所得データを取り込むため、同システムの改修を行うもの

**【審議内容】**

《所得判定のメリットについて》

○例えば、世帯員に65万円未満の収入がある場合は所得判定だと非課税になり、対象となる世帯が増えることが考えられる。

**【審議結果】** 諮問どおり進めて差し支えない。

**諮問事項⑫：(教育部学務課)**

### 【諮問の概要】

改正労働安全衛生法の施行及び学校における働き方改革に関する取組の徹底の国からの通知を踏まえて、教職員のメンタル不調の未然防止に努めるため、令和2年4月から立川市立小学校及び中学校教職員を対象にストレスチェックを実施することとなり、当該事業を外部委託するもの

### 【審議内容】

《高ストレス者の面接について》

○高ストレス者が面接を受けるどうかは、個人の判断にゆだねられている。

《校長、副校長の働きかけについて》

○校長、副校長が気になる先生に対して働きかけるのは、ストレスチェックではなく別の手法で行う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項⑬：(まちづくり部公園緑地課)

#### 【諮問の概要】

都市公園法に基づく既存の公園台帳システムはWindows 7及び旧バージョンのOfficeで作動するシステムのため、Windows10及び新バージョンのOfficeで作動するシステムにする必要があり、同システムの改修を行うもの

#### 【審議内容】

委員からは特に意見、質問等はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

### 諮問事項⑭：(福祉保健部生活福祉課)

#### 【諮問の概要】

令和2年度から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条(別表第一15)の規定により進学準備給付金の情報がマイナンバー情報連携の対象となり、また、生命保険会社に対する資産調査の照会様式が統一様式となり、被保護者調査の調査項目が追加されることに伴い、生活保護システムを改修するもの

#### 【審議内容】

《プライバシーマークについて》

○プライバシーマークには有効期限があるので、委託業者が継続して取得するよ

うに指示して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。但し、委託業者にプライバシーの取得の継続を指示すること。

## (2) その他

- ・ 個人情報保護審議会諮問事項の取り扱い基準について

(事務局) 個人情報保護審議会に諮問される案件が増加しているため取り扱い基準(案)の検討を行ってきたが、金融機関等からの要望でUSB等の媒体を利用したデータの授受方法からLGWAN回線を使用したデータ伝送へ変更する業務は昨年度から今年度にかけて諮問がほぼ終了している。また、使用しているパソコンのOSであるWindows7からWindows10への切り替え作業も同様に終了している。このことから検討していた取り扱い基準(案)については、一旦白紙に戻して時代を反映した諮問内容の研究を続けていき、迅速化につながるよう努めていきたい。

\* 委員からは特に意見、質問等はなく、事務局の提案が了承された。

- ・ 令和2年度の個人情報保護審議会開催回数について

(事務局) 令和2年度の開催回数は5回ないし6回の開催を予定している。ここで予算編成も終わり3月議会での承認待ちとなる。約2か月に1回程度の開催となるが、詳細な日程は今後調整させていただきたい。

(会長) これまで通り会議開催の日程調整は丁寧に行って欲しい。

- ・ 令和2年度第1回及び第2回個人情報保護審議会日程について

第1回 日時 4月22日(水) 午後1時30分から

第2回 日時 7月22日(水) 午後1時30分から(辞令交付式後に開催)